勝山市立成器西小学校 いじめ防止基本方針

令和５年４月

勝山市立成器西小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきました。

しかしながら、ネット社会の急速な伸展を始め、子どもを取り巻く環境が変化する中で、全国各地でいじめによる痛ましい事件が相次ぎ、その対策としていじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）が制定・施行されました。

そこで、本校では、国、福井県、および勝山市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「成器西小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、関係機関の緊密な連携の下、これまで以上にいじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、重大事態への的確な対処を万全にしながら、本校のすべての児童生徒が、生き生き伸び伸びと輝きながら、いじめのない学校生活を送ることができるよう、取り組んでいきます。

平成２５年　４月　１日　策定
平成２６年　４月　１日　一部改正
平成２７年　４月　１日　一部改正
平成２８年　４月　１日　一部改正
平成２９年　４月　１日　一部改正
平成３０年　４月　１日　一部改正
平成３１年　４月　１日　一部改正
令和　２年　４月　１日　一部改正
令和　４年　４月　１日　一部改正
令和　５年　４月　１日　一部改正

目　　次

ページ

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　いじめの定義と判断

３　いじめの防止等のための具体的取組み

（１）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育・・・・　１

（２）学校評価への位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（３）いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（４）いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（５）いじめの事案対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

（６）いじめの解消

（７）いじめによる重大事態への対処

４　いじめの防止等のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（１）いじめ対策委員会

（２）いじめ対応サポート班

（３）組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

５　いじめ対策の年間行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

資料編　・心の自己チェック表

・教員によるいじめ発見チェックリスト

いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。
この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

（１）本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
（２）本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
（３）本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

２　いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

３いじめの防止等のための具体的取組み

（１）「思いやり・助け合いの心を持って行動できる」子供を育てる教育

〇ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

担任だけでなく、全ての教職員は日頃から児童にプラスの言葉がけを多く与えます。児童自身が自分でも「がんばった」「努力した」と感じている点を的確に見取り、その「行為をほめる」ようにします。

授業中や児童会行事、学校行事、縦割り活動等を通じた「自己有用感」の育成に向けて、教職員が「誰の」「何を」育てるために「どのような働きかけ」をするのか、共通理解を必ず持って指導、支援に当たります。

ポジティブ教育により自己有用感を育てます。

〇道徳教育の推進

道徳授業の中で、「親切、思いやり」の内容を扱う授業を計画的に、またはクラスの状況に合わせて効果的に実施します。

いじめ問題を取り上げた道徳の授業を設定し、いじめは許されない行為であることについて児童とともに学び、理解を深めます。学級の状況に応じていじめに関わる学習を柔軟に取り入れます。また、いじめ等に関する道徳の授業等の公開及びその研修会を年間計画に位置づけます。

〇人権教育の推進

授業や児童会行事、学校行事等を通じた「思いやり・助け合いの心」の育成に向けて、計画的に配置された活動を通して児童に学ぶ機会を与えられるよう、全教職員が共通理解をして指導に当たります。

〇体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

（２）学校評価への位置づけ

〇いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

〇評価項目

【教職員】

・児童の人権意識が高まるように心がけている。

・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。

・学級通信等で、いじめ防止の取組みみを児童や保護者に伝えている。

・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。

・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】
・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】
・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取組みみを行っている。

（３）いじめの未然防止

〇「いじめ対策委員会」の設置
いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

〇授業改善
すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

〇いじめの起きない学校・学級づくり
縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。
年度当初の第１回目の全校集会で生徒指導主事が、学級指導で担任がいじめは決して許されないこと、「法」についても伝え、児童全員の意思もその場で確認します。
毎日、心の自己評価（資料①）を実施し、いじめや人権侵害に当たる行為がないか確認します。また、アンケート結果は基本的に児童に公表することを事前に伝

えておく。学級便り等を通じた保護者への情報提供も積極的に行います。
全学級で６月末と９月末に、クラスメイトの「いいところ探し」の取組みを行い、人の良さを認めることのさわやかさ、人から認められることの満足感を体験させます。
毎学期１回以上、学級活動等に構成的グループエンカウンターの手法を用いた仲間を尊重する態度を育成する授業を、全学級で実施します。
毎学期に心のアンケートを実施し、教育相談週間を設け、児童と教職員とが話し合える場を設定します。
生活日記・連絡帳・学級通信を通した児童や保護者との関わりも重視し、日頃から小まめな言葉がけやプラスの評価を書き込むようにします。場合によっては定期的に保護者向けの近況報告を書き込むよう配慮します。内容の変化や文字の乱れなどから児童の心の様子を把握するよう努め、児童のサインを見落とさないよう心がけます。

〇児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

〇開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

〇インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。
２学期末までに学活の時間等で、関係機関の協力も得て「情報モラル研修会」を高学年で行います。また、低学年では、道徳教科書に準じて情報モラルについての学習を行います。
ＳＮＳ機器等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭での「西の子スマートルール」の啓発を行います。
デジタル社会における「善き社会の担い手」を目指すデジタルシティズンシップ教育を行います。

〇特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

・発達障害を含む、障害のある児童
・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

〇ＳＯＳの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にＳＯＳを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

〇積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

担任教諭は児童の登校時刻に合わせて教室へ入り、児童との交流を深めるとともに児童の様子を観察します。

週２回終礼時に「児童について」という時間を設け、児童についての情報共有を図ります。

〇自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための心の自己評価(資料①)を実施し、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

〇アンケートの実施

毎学期に心のアンケート(資料②)を実施し、教育相談週間を設け、児童と教職員とが話し合える場を設定し、実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

児童及び保護者向けに年１回、学級評価アンケートを行い、その結果を検証する時間を設けます。

〇教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

〇いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

〇家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や見守り隊との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

〇いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

（５）いじめの事案対処

〇「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

〇被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

〇外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

〇警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

（６）いじめの解消

〇いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
この相当期間とは少なくとも３か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

（７）いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第２３条に基づく義務）

〇いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（３０日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

４いじめの防止等のための組織

（１） いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月１回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、学年主任
養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

（活動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
・教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
・記録の保存（保存期間：〇年）※保存期間は各市町の文書管理規則等に基づく
・いじめの認知
・「いじめ対応サポート班」の設置
・教育委員会や関係機関等との連携
・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
・学校いじめ防止基本方針の見直し

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行います。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

（活動）・当該いじめ事案の対応方針の決定

・関係者からの聴取等による情報収集
・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
・被害児童やその保護者への継続的な支援
・加害児童への指導やその保護者への説明
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

（３）組織図【様式２】

５いじめ対策の年間行動計画【様式３】

（３）組織図　　【様式２】

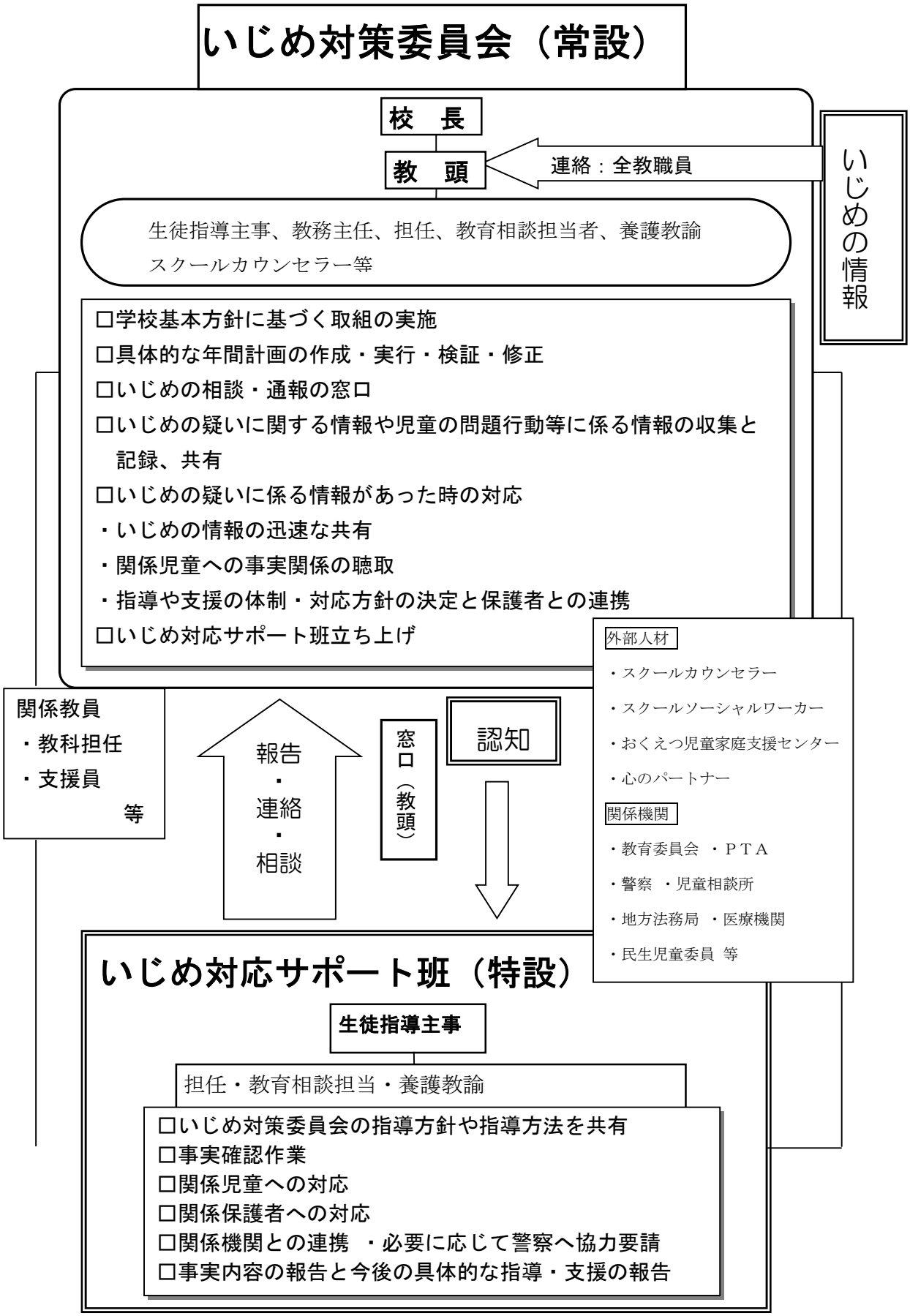
いじめ対策委員会（常設）
校　長
教　頭
連絡：全教職員
いじめの情報
生徒指導主事、教務主任、担任、教育相談担当者、養護教諭
スクールカウンセラー等
□学校基本方針に基づく取組の実施
□具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
□いじめの相談・通報の窓口
□いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
□いじめの疑いに係る情報があった時の対応
・いじめの情報の迅速な共有
・関係児童への事実関係の聴取
・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
□いじめ対応サポート班立ち上げ
外部人材
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・おくえつ児童家庭支援センター
・心のパートナー
関係機関
・教育委員会　・ＰＴＡ
・警察　・児童相談所
・地方法務局　・医療機関
・民生児童委員　等
関係教員
・教科担任
・支援員
等
報告・連絡・相談
窓口（教頭）
認知
いじめ対応サポート班（特設）
生徒指導主事
担任・教育相談担当・養護教諭
□いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
□事実確認作業
□関係児童への対応
□関係保護者への対応
□関係機関との連携　・必要に応じて警察へ協力要請
□事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

【様式３】

【いじめ対策の年間行動計画】　　勝山市立成器西小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
４月	**いじめ対策委員会** ・基本方針確認 ・年間計画策定 **職員会議** ・年間計画周知 ・教員の意識点検 **ＰＴＡ総会** ・基本方針の公表 **いじめ対策サポート班** ・起きたときに即対応 **終礼時（月・水）** ・気がかり児報告	**集会・・・　西の子の約束・いじめを許さないこと** **心のふりかえり**　資料①　**（ 毎日実施）** **縦割り活動スタート（絆づくり・リーダーの育成）** ・西の子タイム・ペア学年での活動・そうじ **１年生を迎える会**　絆づくり **集会・・・　学びの約束　西の子の決まり周知** **学校探検** **お誕生日給食**　誕生を祝う **児童会あいさつ運動**					
５月	**いじめ対策委員会** ・毎月の児童の自己評価をもとに定期的に状況把握 **校内研修** ・児童理解研修会 ・道徳教育 ・人権教育 **授業研究** **教育相談週間** **・心のアンケートの結果を受けて一人一人と面談をし、その結果、共通理解を図る。** **家庭地域学校協議会**	**西の子タイム・ペア学年での活動**・リーダーの存在感 **グループエンカウンター**　なかまづくり **交流** ・外国・施設訪問・手話・お年寄り **お誕生日給食**　誕生を祝う		**児童総会**　リーダー養成			

6月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **地区懇談会** ・情報、意見交換 ・小中連携 **校下園長会議** **授業研究**	**交流** 野菜作りを通して **交流** お年寄りへの手紙 **西の子タイム** **学級の問題解決**　学級での安心感醸成 **心のアンケート実施　→担任と面談**　資料② **お年寄り体験** **交流** ・手話の活用
7月	**いじめ対策委員会** ・年間計画周知 夏期休業前指導 **保護者会** **取組評価アンケート** **校区ラジオ体操参加** **西ザウルスとの情報交換会** **民生委員･児童委員と語る会**	**ＡＥＦＡ交流** **お楽しみ会**　なかまづくり **道徳授業公開** **道徳授業公開** **ひまわり教室**
8月	**いじめ対策委員会** ・学校評価の分析等をもとにした振り返り **いじめに関する校内研修会** ・１学期の反省 ・２学期からの取り組み ・教員の意識点検	**お手伝い日記**　有用感

9月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **校下園長会**	**始業式**　いじめを許さないこと **敬老会** 高齢者との交流
10月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **教育相談週間** **学校保健委員会**	**心のアンケート実施**　→担任と面談 **拉致問題** **修学旅行** **西の子運動会　ペア学年・なかよし班での活動** **遠足・修学旅行**　絆づくり **ふるさと自然学習・**絆づくり、自主的活動 **中学校体験入学** **学級の問題解決**　学級での安心感醸成
11月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **授業研究** **人権教育人権週間に関する校内研修会** ・教員の意識 ・人権週間の持ち方	**西の子タイム・ペア学年での活動** **道徳授業公開** **保健指導**　心の健康

12月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **保護者アンケート** **学校評価** **保護者会** ・情報や意見収集 **授業研究**	**西の子学習発表会**　地域交流 **人権週間**　全校放送・学級人権目標 **道徳授業公開** **お楽しみ会** **大縄大会** **お手伝い日記**
1月	**いじめ対策委員会** ・定期的に状況把握 **職員会議** ・重点事項確認 **校下園長会**	**始業式** **交流** **保健指導**　心の健康 **グループエンカウンター** **学級の問題解決**
2月	**いじめ対策委員会** 定期的に状況把握 **授業研究** **家庭地域学校協議会**	**西の子左義長**　地域交流 **西の子タイム・ペア学年での活動** **交流** 幼保

３月	**いじめ対策委員会** ・新年度に向けて計画見直し **職員会議** ・課題確認 ・計画確認 **取組評価アンケート** **情報発信**	**６年生を送る会**　感謝の気持ち **児童総会**　リーダー養成 **交流** **お楽しみ会**

第３章　いじめ問題に対応する校内組織・組織

（１）いじめ問題に対応する校内組織

学校長は、その強いリーダーシップの下、学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当等による「校内いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的に開催していじめの未然防止にあたる。いじめの認知についてはこの委員会が中心となって行う。いじめを認知した後は、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭等による「いじめ対応サポート班」を設置し、組織として具体的な指導、支援に当たる。なお、これらの組織には、必要に応じてスクールカウンセラーや外部の専門家を加えるのも効果的である。

資料①心のふりかえり

心（こころ）のふりかえり

は　れ・・・ピカピカ
たのしくすごせたよ！！

くもり・・・ドンヨリ　すこしいやなことや
かなしいことがあったよ。

あ　め・・・ザーザー　とてもいやなことや
かなしいことがあったよ。

日付（ひづけ）	心のようす　きもちにぴったりのてんきに○をつけてね	なぜそうおもったのか、かいてみよう　ともだちのことでもいいよ	たんにんみました
1			
2			
３０			
３１			

資料②心のアンケート

高学年用

成器西小学校　教育相談アンケート(R4.1学期)

あなたのこと、しりたいな

あなたのことをたくさん知りたいと思います。
今の様子を書いてください。

年　　名前

① うれしかったこと、自分はがんばっているなと思うことを書いてください。				
② 学校は楽しいですか？（1つだけに〇をつける）	とても楽しい	楽しい	あまり楽しくない	楽しくない
③ 学校でみんなと何かをするのは、楽しいですか？（1つだけに〇をつける）	とても楽しい	楽しい	あまり楽しくない	楽しくない
④ 学校の授業はよく分かりますか？（1つだけに〇をつける）	よく分かる	だいたい分かる	あまり分からない	分からない
⑤ 家での学習（宿題等）で困っていることはありますか？（1つだけに〇をつける）	困っていない	あまり困っていない	少し困っている	とても困っている
⑥ 新しい学年になって、いやなことを言われたり、されたりして、困っていることはありますか？	ない	ある（それはどんなことですか？　　）		
⑦ 新しい学年になって、いやなことを言ったり、したりして友達や他の学年の子をこまらせてしまったことはありますか？	ない	ある（それはどんなことですか？　　）		
⑧ 新しい学年になって、いやなことを言われたり、されたりして、こまっている人を見たことがありますか？	ない	ある（それはどんなことですか？　　）		
⑨ その他に、「困ったな」「いやだな」「つらいな」と思っていることがあったら書いてください。（登校班、係委員会活動、掃除等）				

★ 担任の先生以外で話(面談)をしたい先生がいれば〇をつけて、名前を書いてください。
お話をする時間を作ろうと思います。　（　）＿＿＿＿＿＿＿＿先生
（　）スクールカウンセラーの先生

低学年用

成器西小学校　教育相談アンケート(R4.1学期)

あなたのこと、しりたいな

あなたのことを　たくさんしりたいとおもいます。いまのようすをかいてください。

ねん　　なまえ

①「うれしかった」「じぶんががんばっているな」と、おもうことをかいてください。				
② がっこうは、たのしいですか？	とても たのしい	たのしい	あまり たのしくない	たのしくない
③ がっこうで、なにをしているときがたのしいですか？				
④ がっこうのじゅぎょうは、よくわかりますか？	よく わかる	だいたい わかる	あまり わからない	わからない
⑤ いえやザウルスのべんきょうで、こまっていることはありますか？	こまって いない	あまり こまっていない	すこし こまっている	とても こまっている
⑥ あたらしいがくねんになって、いやなことをいわれたり、されたりして、こまっていることはありますか？	ない	ある（それはどんなことです　　）		
⑦ あたらしいがくねんになって、いやなことをいわれたり、されたりして、こまっているひとを　みたことがありますか？	ない	ある（それはどんなことです　　）		

② 教員によるいじめ発見のためのチェックポイント

表のようなそれぞれの場面で児童の様子を観察し、気になる場合はすぐに話を聞く機会を設定します。本人だけでなく周りの児童の様子も見ていきましょう。また、保護者会や家庭訪問等を通して、家庭での様子も把握します。

【教員用チェックポイント 例】【場面等】	【観 察 の 視 点】
朝の会	□ 遅刻、欠席が増える □ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ □ 表情がさえず、うつむきがちになる □ 返事の声が小さい
授業の開始時	□ 忘れ物が多くなる □ 用具、机、椅子等が散乱している □ 一人だけ遅れて教室に入る □ 席を離されている □ 周囲がざわついている □ 涙を流した気配がある
授業中	□ 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える □ 保健室やトイレによく行く □ 正しい答を冷やかされる □ あだ名で呼ばれている □ グループ分けで孤立しがちになる □ その子を避けるように通る □ その子にだけ配付物をわたさない
休み時間	□ 一人でいることが多い □ 用もないのに職員室付近にいる □ 用もないのに保健室によく行く □ 持ち物や掲示物などにいたずらされている □ 遊びの中で、一人だけが攻撃されたり悪ふざけの対象になったりする □ 机に落書きをされる □ 廊下の物掛が散乱したり、ロッカーや下足箱へのいたずらが見られたりする □ 視線をそらす □ 特別教室へ入っている
給食時	□ 食べ物にいたずらされる □ その子が触れるものを嫌がる □ 机をわざと離すなどグループに入っていない □ 話の輪に入っていない □ 少食になる

基本方針Ｐ５

3-(7)「いじめによる重大事態への対処」に関して

★いじめによる重大事態への対処

児童が自殺を企図した場合や相当期間欠席することを余儀なくされている場合（年間３０日を目安）等には、重大事態ととらえ、教育委員会へ報告するとともに、必要な調査を教育委員会の指導・助言のもとに行います。

調査を教育委員会が行う場合は、指示のもと資料の提出など調査に協力します。

【いじめによる重大事態の例】

・児童が自殺を企図した場合　・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合

○学校が主体で調査を行う場合

学校に重大事態調査組織を設置

・いじめ対策委員会のメンバーに担任、教科担任などの関係教員と必要に応じて、スクールカウンセラーなどを加えて組織する。

▼

調査組織で事実関係について調査

・事実関係を網羅的に明確にする。
・まず客観的な事実をつかむ。因果関係などの特定は急がない。いじめ行為が、「いつ、誰から、どのような態様」であったか。学校や教員がどう対応したか。これらを明確にする。
・それまでの調査結果の再分析や必要に応じて新たなアンケート調査などを行う。
・学校に不都合があっても、事実にしっかり向き合う。

▼

いじめを受けた児童とその保護者に情報を提供

・明らかになった事実関係を提供する。
・ここで提供する情報のもととなるアンケート調査などは、いじめられた児童やその保護者に提供することがあることを調査対象の児童や保護者に説明しておく。

▼

調査結果を教育委員会へ報告

・明らかになった事実関係を報告する。
・必要に応じて、いじめを受けた児童やその保護者の所見も添える。

▼

調査結果を踏まえた必要な措置

・教育委員会の指導、助言等にもとづいて必要な措置をとる。
・いじめられた児童、いじめた児童、その保護者、学級や学校全体等を対象にいじめ対応サポート班を中心に、継続的に支援・指導を行う。

学校はいじめの状況を、下の様式で市町教育委員会に報告します。

○報告様式

様式2（学校集計用）【参考】
※本様式については、必要に応じて弾力的運用します。

いじめの状況等に関する調査（4～○月分）

学校名	○○市（町）立○○学校
記入者	○○　○○

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
⑨いじめ対策委員会実施回数													0
⑩いじめ対応サポート班実施回数													0

記入にあたっての留意点
【1】①の認知件数について　（例）4月に認知された同一のいじめが、5月にも継続している場合、5月にはカウントしません。
【2】⑥のいじめが解消されたとは、いじめに係る行為が止んだときから相当の期間（3か月を目安とする）を経過、かつ被害児童生徒に心身の苦痛を感じていないと認められ、本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面 談等により確認できたとき、併せて教員がいじめの解消を認めたときをいいます。
【3】下記のその他には、被災児童生徒がいじめにあった場合、その状況を簡潔に記載してください。
【4】『③いじめの態様のうち、「コロナに関連する」もの』という項目には、「コロナ」という言葉を使ったいじめ、「コロナ」感染に関連してのいじめに該当するものについてカウントしてください。
例：マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えていること等でのいじめ
家族や親族が感染したことによるいじめ

いじめ認知総数：　0
行為が止んでいる件数：　0
解消総数：　0　※未解消数：　0

【その他】

令和3年度 事案No	学年	性別	①月別いじめ認知件数【発生した月に「1」を入力】 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	②いじめの態様【該当欄に「1」を入力 ・ 複数回答可】 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等	仲間はずれ、集団による無視	軽くぶつかられる、遊ぶふりをして、叩かれる蹴られる	ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする	金品をたかられる	金品を隠される、捨てられる、盗まれる、壊される	嫌なことや危険なことをされたりさせられたりする	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	その他	③いじめの態様のうち、「コロナに関連する」もの【該当欄に「1」を入力】	④いじめの行為が止んでいる【該当欄に「1」を入力】	⑤いじめの認知後、いじめに係る行為が止むまでの期間【該当欄に「1」を入力】 1日	2・3日	1週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	3か月越え	⑥いじめの解消【該当欄に「1」を入力】	⑦昨年度のいじめ認知 昨年度の調査でもいじめ認知があった児童生徒【該当欄に「1」を入力】	⑧いじめへの対処 ・概要や対処の状況（※行為が止んでいない場合や3ヶ月経過しても解消していない場合はその理由を記載）（例）重大事態（7月）
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
いじめ1																																				
いじめ2																																				
いじめ3																																				
いじめ4																																				
いじめ5																																				
いじめ6																																				
いじめ7																																				
いじめ8																																				
いじめ9																																				
いじめ10																																				